

## 新居浜工業高等専門学校ウェブサイト掲載及びソーシャルメディアサービス利用に関する申合せ

令和5年3月29日校長裁定

### (目的)

1 この申合せは、新居浜工業高等専門学校（以下、「本校」という。）が本校ウェブサイト及びソーシャルメディアサービス（以下、「ウェブサイト等」という。）を本校の広報で利用する際に適正かつ円滑な運用を図るために、新居浜工業高等専門学校サイバーセキュリティ教職員規程第18条に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### (管理)

2 ウェブサイト掲載及びソーシャルメディアサービスの利用に関することは、広報推進室が総括し、広報推進室長を責任者とする。

新居浜工業高等専門学校名をもって発信する情報については、広報推進室が管理を行う。各学科（科）・部門等の名をもって発信する情報については、その各学科（科）・部門等が管理を行う。

広報推進室は、各学科（科）・部門等の掲載内容について、必要な情報を分かりやすい形で掲載しているか確認し、必要な場合は、改善等を求めることができる。

広報推進室から掲載内容について改善等を求められた各学科（科）・部門等は、速やかに対応を行う。

### (協力等)

3 上記の管理を行う者（以下、「管理者」という。）は、積極的に情報蒐集につとめ、本校教職員は、情報提供につとめるとともにウェブサイト等の運営に協力するものとする。

### (掲載基準)

4 ウェブサイト等に掲載する情報は、次の全ての事項を満たすものとし、疑義のある場合は、広報推進室が判断する。

- ・本校の実施する業務に関係する情報又は本校の教職員及び学生に関する情報。
- ・掲載内容は、最新の情報とすること。
- ・個人情報とは独立行政法人国立高等専門学校機構個人情報管理規則に基づき適切に管理されていること。
- ・公序良俗に反しないこと。
- ・不要となったデータの取り扱いは、管理者が適宜判断し削除する。

### (リンク基準)

5 ウェブサイト等においてリンクを張る場合は、閲覧者の利便性向上に資するものかつ公序良俗に反しないものとし、疑義のある場合は、広報推進室が判断する。

### 附 則

- 1 この申合せは、令和5年3月29日から施行する。
- 2 新居浜工業高等専門学校ホームページ掲載に関する申合せ（平成15年10月1日申合せ第1号）は、廃止する。